

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司

税理士 中富 強

税理士 松谷 正俊

当事務所は
消費税の税率アップ実施に

反対

です。



10月の税務・労務

8月決算法人の確定申告
2月決算法人の中間申告
10月中の
決算応答日

5,11,2月決算法人の消費税申
間申告(年税額400万円超)
・社会保険料・児童手当拠出金
(9月分)の納付期限
10月31日
(水)

・源泉所得税、特別徴収税額
(9月分)の納付期限
10月10日
(水)

10月の行事

- 1(月) 全国労働安全衛生週間
- 8(月) 体育の日
- 10(水) 目の愛護デー
- 15(月) 行政相談週間
- 26(金) 原子力の日



当事務所が行っている業務

税務申告作成/税務経理相談/決算節税対策
/税務調査立会い/記帳代行業務/給与計算/
/会計ソフト導入支援/保険相談/資金調達相
談/経営相談/経営計画作成/起業支援/事業
承継/相続対策/相続手続き代行/成年後見人

知らないと・・・

えらいことになりますよ!

大阪国税局は東証一部上場企業の川崎汽船に對する税務調査で、事実に反する内容の確認書を作成し、暴力的な言動で署名押印を強要した事実があきらかとなりました。この不当に採取された確認書を証拠として16億円の追徴課税処分を行っていました。

しかし、会社はこれを不服とし国税不服審判所に不服申立を行なった結果、不当調査の事実を認定し、課税処分はすべてを取り消されました。

このような冤罪を防ぐため税務調査の可視化が問題になっています。

大阪国税局が威圧調査、捏造された「確認書」で不当な課税処分、審判所が違法調査認定!

税務調査手続法が改正されます

来年1月から実施される税務調査は、新しい手続法に基づいて行われます。

それによれば、税務調査の開始から終了までの手続きは厳格な適用が問題になります。その手順に誤りがあった場合は「違法な調査」となるのです。

一方、無予告の税務調査も一定の条件のもとで認められることになりました。無予告調査があった場合は速やかに税理士までご連絡下さい。

税金冤罪を防ぐため、調査対応を知っているか知らないかは大きな差があります。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル301号
Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp
URL: http://kskj.jp

税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)
【取次会社】(生命保険)大同、(ビジネス)MJS、弥生会計
(生保・損保)ユナイテッド・インシュアランス(株)

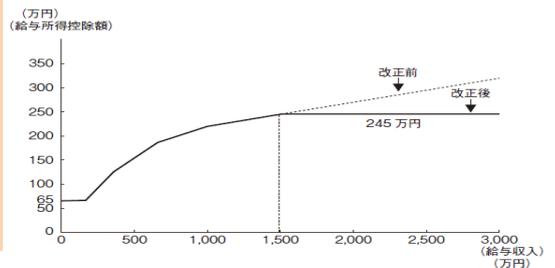
今号の紙面

- 大阪国税局が違法調査 ○ 給与所得控除の上限設定
- 税理士コラム ○ 飲食店向けセミナーのご案内
- 特定役員退職手当Q&A ○ エコカー減税&復興増税
- 顧問先紹介 ワキゲンタルクリニック ○ Q&A 従業員の生命保険

給与所得控除の上限設定の改正

平成25年から給与所得控除の上限が見直されました。(住民税は平成26年から)給与所得控除とは、給与を得るための経費を概算で計算した控除項目。いわゆるサラリーマン経費です。これまででは青天井で一定の給与を超えても5%の控除が認められていましたが、今回の改正で年収が1500万円を超える場合は給与所得控除の金額は245万円を上限と設定されました。

この改正により、増税の対象となる高所得者は納税者全体の1.2%にあたる約50万人と言われています。そしてこれにより1000億円台の増収が可能であると財務省は見込んでいます。



税理士コラム

消費税増税法案が8月10日、参院本会議で民自公三党などの賛成多数で強行可決、成立しました。増税実施は2年後の2014年4月から8%に、2015年10月に10%の予定です。たたかいはこれから。「消費税大増税の実施を許すな」のたたかいを発展させたいものです。

大手の輸出企業は、輸出免税の恩恵を受け、消費税が増税されても還付金が増えるだけ。特にトヨタは2010年度でも、2246億円消費税還付金を受けているのが、10%になれば約4500億円の還付金となります。

法人税率は、昭和59年度で43・3%

以降漸減し、平成11年で30%になり、現在25・5%まで引き下げられています。また、所得税・住民税と合わせた最高税率は、昭和49年で93%、以降漸減し平成11年50%にまで引き下げられ金持ち優遇となっています。

一方、中小企業四団体による調査結果に「消費税が引上げられた場合、販売価格に転嫁出来るか」の問いに売上高五千万円未満の事業者は、65%以上が転嫁出来ないと答えています。この結果、大金持ち・大企業はますます優遇され、中小企業の経営・庶民の暮らしはますます苦しくなっていくようです。

こんな税制でほんとうにいいのかしら？

中富強

飲食業向けセミナーのご案内

このたび、当事務所主催で飲食店向け集客・売上アップセミナーを開催することとなりました。

当日は、日本フードアドバイザー協会の飲食業コンサルを迎えて、飲食業経営のノウハウをご提供します。

飲食業を営まれている顧問先様はもちろん、お知り合いに飲食業を営まれている方がいらつしやいましたら、ぜひご紹介ください。

今回は、年末商戦に向けた対策などもお話いたします。新たに開業を予定されている方にもご案内いただきますようお願いします。

テーマ1

講師：遠山 景子 とおやま けいこ
一般社団法人 日本フードアドバイザー協会
◇ アドバイザー

「飲食店の現場が無理なく出来得る範囲内で最大の結果を出す方法・手段を見出す」ことに注力し、これまでに1000件以上の飲食店の増客増収支援を実施。店舗の業種業態や立地特性に見合った戦略立案に長け、数多くの成功実績を持つ。

テーマ2

講師：疋田 英司 ひきた えいじ
税理士法人京阪総合会計事務所
◇ 代表社員 / 税理士

FAAJ飲食店サポートクラブの会員税理士として、飲食店経営者の皆さんの税務会計業務や経営相談などを実施。資産税業務にも精通しており、相続対策などでは他の税理士や弁護士などと顧問契約しアドバイスを提供している。税務調査にも強く、調査対策実績も多数。

飲食店オーナー様 応援企画 \o/

参加費無料

飲食店 集客・売上アップセミナー

お客を増やす「繁盛の方程式」× 利益をつくる「儲かる仕組み」

日時 10月15日(月) 14:00~16:00 参加費 無料!
会場 枚方市立メネビらかた会館 5階職業講習室 大阪府枚方市新町2-1-5
特典 飲食店経営 無料個別相談 税務会計 ※抽選で各2名様(セミナー終了後30分)

お申込み ▶ 裏面のお申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください!

主催 一般社団法人 日本フードアドバイザー協会 税理士法人 京阪総合会計事務所 後援 一般社団法人 日本フードアドバイザー協会
協力企業 (ウイエイ) かんぱん栄光 / クリエイティブMASATO / 健友交易 有限会社
飲食店オーナー様を応援! 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業 / 宮本住建 / 株式会社 山田酒店

特定役員退職手当等でQ&A

国税庁はこのほど、「特定役員退職手当等でQ&A」をまとめ公表しました。適用は平成25年1月1日からです。

が廃止となりました。

Q&Aには上記の今回の改正の内容を始め、

①対象となる役員等勤続年数が5年以下かどうかの判定

②一の勤務先が、同じ年に使用人として退職金と役員退職金を支給する場合の源泉徴収額の計算方法

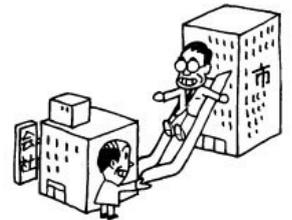
③使用人としての退職金と役員退職金の支給を受けた者

が、同じ年に他者からも役員退職金を受け取る場合の他社における源泉徴収額の計算方法

が、同じ年に他者からも役員退職金を受け取る場合の他社における源泉徴収額の計算方法

など、11項目の質疑応答が掲載されています。①については、原則

退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間のうち、役員等として勤務した期間により計算した年数が5年以下かどうかにより判定するとし、「取締役として入社後5年4か月経っている場合は、特定役員には該当しないが、入社して15年経つていても、取締役期間が4年3か月であれば特定役員に該当する」としています。



天下りに対する批判を受けての改正ではありますが、私たちも注意をする必要があるようです。

復興特別所得税も

来年から開始します

いよいよ来年から25年間にわたり、所得税に対して復興特別所得税として2.1%が課税されます。

実務としては、平成25年1月以降の源泉徴収税額表に当てはめて算出することになります。

したがって、平成25年1月以降に源泉徴収する際に使用する源泉徴収税額表は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されますので、以前の源泉徴収税額表を使用すると徴収不足が発生するので注意が必要です。

図表1 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率 (%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (%) (所得税率×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

エコカー補助金駆け込み需要無し

平成24年4月2日に277億円の予算をもってスタートしたエコカー補助金。早ければ7月には打ち切られると思われると思われていたようですが、9月13日の時点で131億円残っているようです。ここ直近5日間の申請でみると1日平均12億3000円。このペースでいけば9月末には終了となるようです。

平成22年9月に終了した前回のエコカー補助金では、終盤に申請が急増。期限を3週間ほど残して予算が底をつきました。前回のような混乱もなく、静かな幕切れを迎えそうです。



治療した患者さんとは一生のお付き合い。そんな気持ちで治療をしています。



ワキデンタルクリニック

当事務所の顧問先様であるワキデンタルクリニックの院長 脇知邦先生は、大学に在学していた頃からインプラント治療に非常に興味を持っていました。勤務医時代は一般歯科全般習得後に、インプラント専門医として夢中になって勉強をし、技術を磨き休日を返上して勤務をしていたほどです。

生まれ育った堺市で独立開業をしてからは、「患者さんに満足度の高い治療とサービスを提供したい」と決意し、スタッフにもこだわりを持ち、受付スタッフにもインプラント治療の知識を徹底させています。

満足のいく治療を求める患者さんにとって「最後の歯科医」でありたい。これが脇先生の患者さんへの思いであり、覚悟です。興味を持たれた方は一度気軽に相談してみたいかがでしょうか？



〒591-8025
大阪府堺市北区長曾根町12番地
Angulusビル2F
TEL.072-250-8241
FAX.072-250-8041

○休診日/日曜・祝日
○受付時間/
10:00~13:00
15:00~20:00
土曜 10:00~14:00



Q&A コーナー

特定の従業員に対する生命保険

Q 特定の従業員（正社員）を被保険者とする生命保険に加入しようと思つていますが、税務上何か問題ありますか？

A 定期保険の場合、保険金の受取人が法人である場合は問題なく経費算入できます。ただし、保険金の受取人が従業員の遺族の場合、その人に対する給与とみられます。

経理処理は、掛け捨ての場合は全額損金、返戻金のある場合は1/2 損金計上（契約内容により異なる場合あり）となります。

養老保険の場合は、死亡保障と貯蓄という二面性がある為、保険金の受取人が誰であるかにより取扱いが次のように区分されます。

（満期保険金Ⅱ法人、死亡保険金Ⅱ法人）

全額資産計上

（満期保険金Ⅱ従業員、死亡保険金Ⅱ従業員）

給与

（満期保険金Ⅱ法人、死亡保険金Ⅱ従業員）

福利厚生費として 1/2 損金（特定の従業員だけの時は給与）

終身保険の場合は受取人が法人となる場合は、全額資産計上となります。受取人が被保険者となる場合はその被保険者に対する給与となります。

以上のように、保険内容により経理処理は異なりますのでご注意ください。